

令和4年11月9日

保護者 様

幸手市立さかえ小学校

校長 中沢 朋宏

学校行事等における写真やビデオ撮影に関する留意事項について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年度お知らせした通り、個人情報の漏えい、肖像権侵害の問題などが社会問題となり、保護者の皆様のお気持ちを察しながら、一つ一つの行事の撮影について考えていかなければならない状況となっています。様々なご意見があろうかと存じますが、情報社会やネットワークの特性を踏まえ、本校では現在のところ、下記の通りとなっておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 撮影の許可・不許可

① 本校で撮影を許可している行事

- ・運動会、または体育発表会
- ・入学式・卒業式

市全体で行う学校を離れての行事（音楽会、ロードレース大会等）は、各行事の案内に従ってください。

その他の、学校行事や授業参観の撮影については原則不許可（禁止）になります。 ※掲示物も含まれます。特別に許可する場合は、そのときに改めてご案内させていただきます。

2. 撮影したものの利用について

撮影を許可した場合でも、その利用は私的利用の範囲に限られます。その範囲を超えての利用（公開）は肖像権等の侵害になり、原則として認められません。

（1）私的利用の範囲

① 家庭での利用は特に制限はありません。

運動会で撮影した表現運動の写真を家庭で印刷してアルバムを作成したり、撮影したビデオを家庭のテレビで鑑賞したりするなどはできます。

② 家庭外での利用には制限があります。（法律で罰せられます。）

画像に映っているすべての人物および保護者の承諾や許可なく、ホームページやブログ、ツイッター、Facebook、インスタグラム等に投稿したり、YouTube、Tiktok等の動画投稿サイトにアップロードしたりすることはできません。